

足摺宇和海国立公園（宇和海地域）

管 理 計 画 書

平成 11 年 3 月

山陽四国地区国立公園・野生生物事務所

目 次

第 1	足摺宇和海国立公園管理計画区設定方針	1
1	足摺宇和海国立公園管理計画作成方針	1
2	管理計画区区分方針	1
3	宇和海地域管理計画区の概要	2
4	社会的背景	3
5	足摺宇和海国立公園宇和海地域の指定及び計画の経緯	3
6	公園計画	4
第 2	管理の基本的方針	8
1	管理方針	8
2	保全対象と保全方針	9
第 3	風致景観の管理に関する事項	13
1	許可、届出等取扱方針	13
2	公園事業取扱方針	22
第 4	地域の開発整備に関する事項	30
1	各地区の利用形態及び整備方針	30
2	一般公共事業との調整	32
第 5	土地及び事業施設の管理に関する事項	33
第 6	利用者の指導等に関する事項	34
1	自然解説に関する事項	34
2	利用の規制	34
第 7	地域の美化修景に関する事項	35
1	美化清掃	35
2	オニヒトデ等駆除	35
3	野立広告物の取扱い	36
第 8	各種団体との連携に関する事項	37
1	瀬戸内海国立公園等連絡会議	37
2	足摺宇和海国立公園連絡会議	37
3	清掃団体	37
第 9	その他	39
別紙 1	修景緑化指針	40
別紙 2	足摺宇和海国立公園内マリーナの取扱方針	41
別紙 3	足摺宇和海国立公園普通地域（海域）内における 水面の埋立取扱上の留意事項	42

追補 1	参考事項		43
	○修景緑化樹種一覧	_____	
	○許認可申請ルート	_____	50
追補 2	参考事項		51
	(1) 管理計画検討会名簿	_____	
	(2) 作成経緯及び検討経緯	_____	52

第 1 足摺宇和海国立公園管理計画区設定方針

1 足摺宇和海国立公園管理計画作成方針

本国立公園（昭和 47 年指定）は、四国西南部の高知県土佐清水市から愛媛県東宇和郡宇和町に至る一帯の海岸部と、沖合の島しょ及び内陸部の篠山、滑床、法華津峠地区を含む地域である。南部の足摺地域は、隆起海岸の豪壮な断崖が連なる男性的な風景を特色とし、北部の宇和海地域は、沈降海岸の繊細な入江と島しょ景観がくり広げる女性的な風景が特色である。

これらの地域は、高温多雨な気候と黒潮の影響を受けて、温帯～暖帯～亜熱帯の豊富な植物相をもち、海域には石サンゴや熱帯魚の群生する美しい海中景観が見られる等、変化に富んだ多彩な自然が展開する。

また、公園計画の改訂については、足摺地域が昭和 54 年に再検討を終え、平成 7 年に足摺地域の点検と、宇和海地域の再検討を実施している。

以上のことから、管理計画の作成に当たっては、足摺地域及び宇和海地域ごとに地域の特性に即した現地管理を行うため、関係行政機関及び学識経験者の意見を踏まえ、その取扱方針を明確にし、現地管理の指針とする。

2 管理計画区分方針

本国立公園を二分する景観構成及び公園管理の実態等を勘案し、行政区分を主体に次のとおり管理計画を区分する。

なお、篠山地区は、その一部が宿毛市に属するが位置及び利用性から宇和海地域管理計画区に含める。

地域名	県名	市町村名
足摺地域	高知県	宿毛市、土佐清水市、幡多郡大月町
宇和海地域	愛媛県	宇和島市、東宇和郡宇和町、北宇和郡吉田町、広見町、松野町、津島町、南宇和郡内海村、御荘町、城辺町、一本松町、西海町
	高知県	宿毛市（篠山地区）

3 宇和海地域管理計画区の概要

本管理計画の地域の概要は、次のとおりである。

(1) 地形・地質

本公園の地形は、山地が直接海に没し、平坦地の少ない、リアス式の沈降海岸を骨格としている。西方に長く突き出た三浦半島、由良半島、西海海岸等の曲折に富む海岸線と、日振島、御五神島、鹿島等の数多くの島しょに恵まれ、変化に富んだ内海、多島海景観を呈している。

半島や島しょが外洋に面する南西側海岸部には、海食による断崖、洞くつ、岩礁等が至る所で見られ、高茂岬の海食崖、鹿島の海食洞等は、その典型である。

本公園の地質は、大半が中生代及び第三紀に属する砂岩、頁岩等堆積岩から構成されており、岩質や層理に応じた風食や海食を受け、特色のある岩石海岸の景観を呈している。

内陸部は篠山が愛媛県と高知県の県境にまたがり、宿毛湾の展望に優れた地点で、主として中生層からなっている。

滑床は、約1.2kmにわたる溪谷で周囲は、1,000mをこえる山々に囲まれている。

地質は、中生層と花崗岩からなり、それらの接触部に変成岩が見られる。

(2) 植生

本公園は、四国南西部に位置し、黒潮の影響を受け、比較的高湿多雨の気象条件を有しており、植生は暖帯特有のヤブツバキクラス域のうち、シイ、タブノキ林域に属する植生型が支配する。一部にはクロマツの造林地等も見られるが、沿岸部一帯には広く暖帯性の自然林が見られる。自然林では、クロマツ、スダジイ、タブノキ、カシ類等が高木層を成し、中低木層はタイミンタチバナ、ヤブツバキ、ウバメガシ、トベラ、ハマヒサカキ、マルバシャリンバイ等を主体とするが、各所でウバメガシの純林を見ることが出来る。戦後から公園指定時にかけて開墾され、その後放棄された耕作地等では、その良好な気象条件のためか、急速に植生回復した二次林が見られる。

一方内陸部の篠山の山頂部一帯に暖帯上部の自然林が残されている。コウヤマキ、スギ、ヒノキ、ハリモミの巨木をはじめ、アケボノツツジ、トサノミツバツツジ等の群落があり、ミヤコザサが一帯を覆っている。特に春先のアケボノツツジの一斉開花は見事である。

滑床は、ウラジロガシ、タブノキ、モミ類等の溪谷林がよく繁茂し、上流部ではカエデ類、ブナ、モミ、ツガが混合する森林となっている。

(3) 野生生物

陸生動物としては当地域一帯にニホンザル群が見られる。島しょ部では唯一、鹿島にニホンザルとニホンジカが生息している。

海域では、黒潮の影響により、イシサンゴ類、熱帯魚に恵まれ日本有数の海中景観を形成している。

(4) 人文景観

宇和海の多島海のうち、内海側に位置する沿岸には漁港や漁村が多数あり、外洋側の雄大な海食断崖の自然景観とは、対照的な人文景観を形成している。特に内陸

に面したリアス式海岸の湾内には、真珠貝やタイ、ハマチ等の養殖筏が多数浮かべられ、典型的な漁業地域の風景を成している。日振島は承平の乱を起こした海賊、藤原純友の本拠地でもあり、周辺に位置する漁村の町並みは当時の面影を感じさせてくれるものも多い。

(5) 利用の現況

① 海岸部

海岸景観の探勝、海水浴、キャンプ、スノーケリング（スキューバ）等通年利用がなされている。

② 内陸部

登山、溪谷探勝、キャンプ等通年利用がなされている。

4 社会的背景

(1) 土地所有別面積

(単位：ha)

国有林	公有地	私有地	合計
2,248	799	2,177	5,224

(2) 産業

漁業が中心で沿岸漁業から養殖漁業へその中心は移っている。特に由良半島を中心とする真珠貝の養殖は、全国一の水揚げを誇っており、当地域の経済を支えている。

急峻な地形をいかした段々畑が山頂部まで続く独自の景観を成していた農業は、生産性が低く現在は放棄されているところが多く見られる。

5 足摺宇和海国立公園宇和海地域の指定及び計画の経緯

昭和27年	9月9日	自然公園審議会にて、「渭南海岸」が自然公園候補地として答申される。
昭和29年	8月24日	国定公園候補地として選定される。
昭和30年	4月1日	足摺国定公園に指定される。
昭和39年	3月3日	愛媛県側（宇和海地区及び滑床地区）が追加される。
昭和45年	7月1日	鹿島及び横島において海中公園地区が指定される。
昭和47年	11月10日	足摺宇和海国立公園に指定される。
環境庁告示第105~108号		
昭和49年	9月3日	須ノ川集団施設地区詳細計画決定
環境庁告示第51号		

昭和56年 7月11日 公園計画の一部変更(四国自然歩道線道路(歩道))
環境庁告示第 58号

平成 7年 8月21日 公園区域及び公園計画の変更(再検討)
環境庁告示第 53~58号 (滑床地区を除く)

6 公園計画
(1) 保護計画

(単位: ha)

地域地区 市町名	特別地域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域)	海中公 園地区
	特保	第1種	第2種	第3種	小計			
宇和島市	107	341	567	1,291	2,306	1	2,307	0
宇和町	0	0	66	0	66	0	66	0
吉田町	0	0	81	19	100	0	100	0
広見町	0	0	32	144	176	0	176	0
松野町	0	0	13	155	168	0	168	0
津島町	2	0	273	10	285	0	285	0
内海村	7	0	282	0	289	0	289	0
御荘町	1	0	159	0	160	0	160	0
城辺町	10	0	220	0	230	0	230	0
一本松町	14	0	92	0	106	0	106	0
西海町	113	21	1,005	194	1,333	4	1,337	32.3
合計	254	362	2,790	1,813	5,219	5	5,224	32.3

(2) 利用計画一覧

利用計画名	事業名
須ノ川集団施設地区 (内海村)	須ノ川園地、須ノ川野営場
園地	大島園地(宇和島市) 沖の島園地(宇和島市) 能登園地(宇和島市) 御五神島園地(宇和島市) 野福峠園地(宇和町、吉田町) 法華津峠園地(宇和町) 藁崎園地(津島町) 大浜園地(内海村) 由良岬園地(内海村) 菊川園地(御荘町) 天嶺鼻園地(城辺町) 当木島園地(城辺町) 黒崎鼻園地(城辺町) 篠山園地(一本松町) 船越園地(西海町) 鹿島園地(西海町) 白浜園地(西海町) 権現山園地(西海町) 高茂岬園地(西海町) 尻割山園地(宇和島市) 梅ヶ成峠園地(宇和島市) 三本杭園地(宇和島市) 雪輪の滝園地(宇和島市) 滑床園地(宇和島市)
宿舎	鹿島宿舎(西海町) 女呂岬宿舎(西海町) 外泊宿舎(西海町) 梅ヶ成峠宿舎(宇和島市) 滑床宿舎(宇和島市)

注) (): 事業地
—— : 事業執行中

利用計画名	事業名
野営場	御五神島野営場（宇和島市） 鹿島野営場（西海町） 成川溪谷野営場（広見町） 滑床野営場（宇和島市）
水泳場	小日堤水泳場（津島町） 当木島水泳場（城辺町） 鹿島水泳場（西海町）
駐車場	成川溪谷駐車場（広見町）
道路（車道）	大島線（宇和島市） 法華津峠線（宇和町、吉田町） 須ノ川柏崎線（内海村） 天嶺鼻線（城辺町） 外泊武者泊線（西海町） 若山目黒線（松野町、宇和島市）
道路（歩道）	日振島縦走線（宇和島市） 四国自然歩道線（宇和町、吉田町、高知県土佐清水市、大月町） 篠山登山道線（津島町、一本松町、高知県宿毛市） 由良岬線（津島町、内海村） 菊川登山線（御荘町） 天嶺鼻線（城辺町） 黒崎鼻線（城辺町） 遊子森登山道線（西海町） 鹿島一周線（西海町） 外泊武者泊線（西海町） 尻割山万年橋線（宇和島市） 成川鬼ヶ城線（広見町、宇和島市） 滑床溪谷線（宇和島市）

注) () : 事業地
 _____ : 事業執行中

利用計画名	事業名
船舶運送施設	船越鹿島線（西海町） 鹿島海中公園線（西海町）
係留施設	沖の島係留施設（宇和島市） 御五神島係留施設（宇和島市） 当木島係留施設（城辺町） 鹿島係留施設（西海町）

注) () : 事業地
 _____ : 事業執行中

第2 管理の基本的方針

1 管理方針

本管理計画区は、愛媛県城辺町黒崎鼻から宇和島市嘉島に至る海岸部一帯と篠山、滑床及び法華津峠の内陸部を含む区域である。

宇和海に臨む海岸部は、曲折の多い海岸線が連続したリアス式沈降海岸で、数多くの岩礁が散在し、変化に富んだ海岸景観を呈している。内陸部は、いずれも山稜線からの宇和海の眺望に恵まれ、篠山や滑床では暖帯及び温帯性の自然が良く残り、良好な森林景観を呈している。

一方、公園内の生活、産業行為としては、農林水産業、とりわけ宇和海での真珠、ハマチ養殖が盛んで特色ある郷土景観を形成していると共に、漁港、道路等の関連する基盤整備を必要としている。

公園利用は、西海町鹿島の海中公園周辺、須ノ川地区の休憩・散策と滑床溪谷の自然探勝が目立つ程度で総じて低調である。これは、公園区域が、海岸部や到達性の悪い岬、島しょ、半島に多く、利用の適地としての広がりがないことにもよる。

このため、当管理計画区においては、大規模な観光利用を図ることができないことから、地域に残された良好な自然を活用し、自然とのふれあい等適正な公園利用を推進することによって、国立公園の活性化を図ることが大きな課題である。

公園利用者数は、694千人（「平成7年度自然公園等利用者数調」（環境庁自然保護局））である。

以上の状況を踏まえ、本管理計画の管理方針を次のとおり定める。

- (1) 自然景観の保護を基本に、調和のとれた公園整備を図る。
- (2) 優れた海岸景観を維持するため、自然海岸を改変する行為を抑制する。
- (3) 自然度の高い植生及び景観維持上重要な森林の保全に、特に配慮する。
- (4) 公園周辺施設との連携を図る。
- (5) 自然とのふれあいや野外学習の公園利用を柱とし、ビジターセンター、自然観察路、園地、野営場等の整備とその利用を図る。

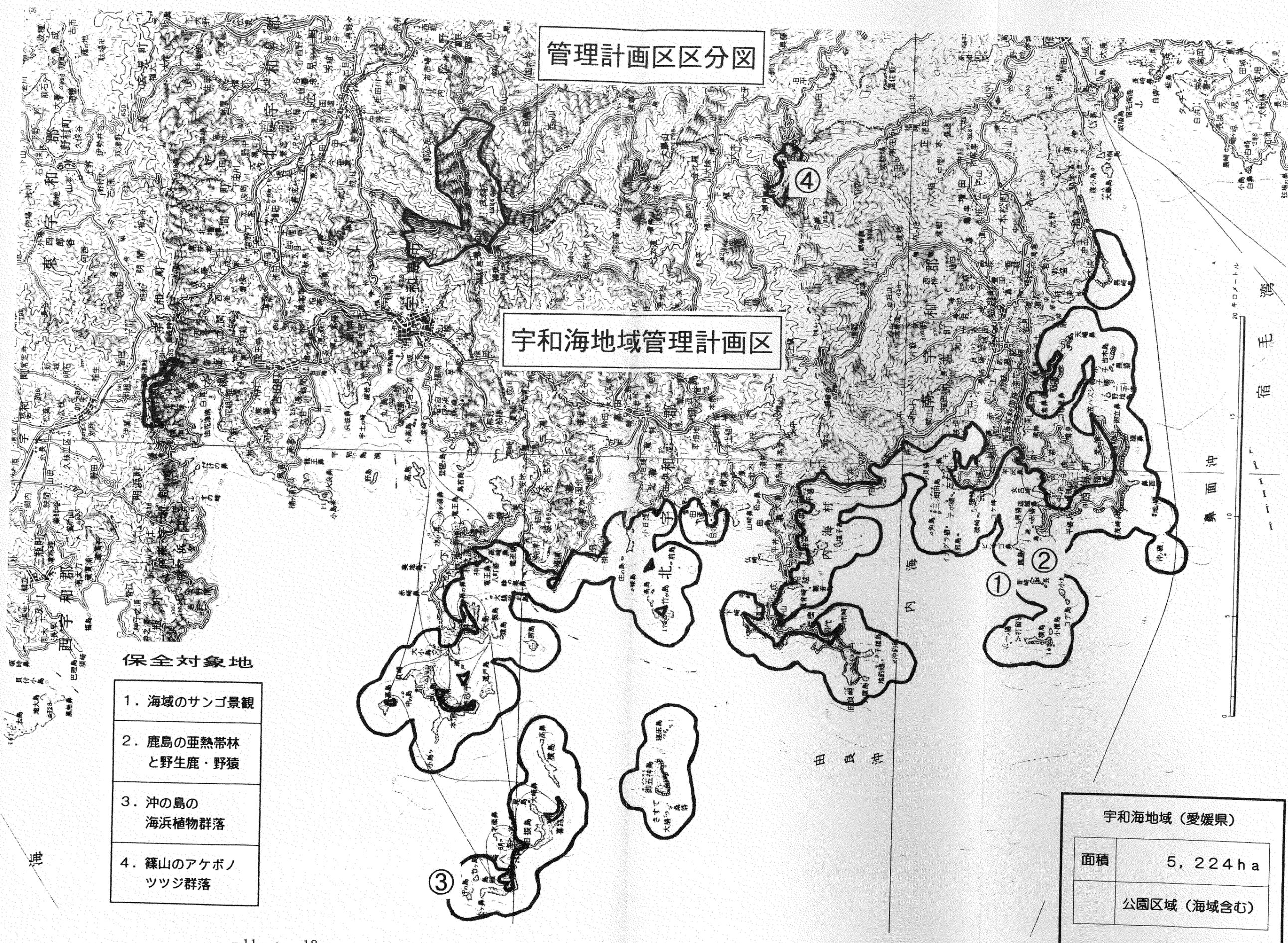
2 保全対象と保全方針

特色のある風致景観及び特色のある地形地質等、特にその保全を図るべき対象は以下のとおりである。

別図（保全対象地図）

保全対象	概要	保全方針
1 海域のサンゴ景観	西海町鹿島、横島にある6ヶ所の海中公園地区と三ツ畑田島周辺海域では、イシサンゴ類や熱帯魚が生息する見事な海中景観が見られる。 (海中公園地区等)	海中景観の厳正な保護を図る。 レジャーボート、ヨット、遊漁船等の乗り入れ抑制の協力を求め、アンカーによる海中景観の損傷やまき餌等による海水汚染の防止に努める。 養殖漁業によって貴重な海中景観を損なうことがないように、関係者の理解、協力を得よう努める。 これらの海域に接する陸域は、土砂の流入、汚染防止の措置を講ずる。 サンゴ景観を破壊するオニヒトデ等は駆除する。
2 鹿島の亜熱帯樹林と野生鹿・野猿	アオギリ、タイミンタチバナ、ハマビワ等が群落をつくり、野生動物が観察できる。 (特別保護地区・第1種特別地域)	亜熱帯樹林の保全を図るとともに、県と連携を取りつつ野生動物の適切な保護管理を図る。
3 沖の島の海浜植物群落	ハマユウ、ハマカンゾウ、ハマボウフウ等の海浜植物が群生し、見事なお花畑が広がっている。 (特別保護地区)	群生地には、柵を設けて、地内への立入りを禁止し、厳正に植生を保護する。

保全対象	概要	保全方針
4 篠山のアケボノツツジ群落	<p>ミヤコザサに覆われた山頂部に、まとまってアケボノツツジの群落が見られる。</p> <p>(特別保護地区・第2種特別地域)</p>	<p>アケボノツツジの根元を踏み荒さないようにし、次代の植生の保持に配慮するとともに、盗掘や枝折りがないうよう監視体制の強化を図る。</p> <p>なお、近年シカによるミヤコザサの食害が発生しており、食害が過度に進めば土壌浸食等アケボノツツジの生育環境への悪影響も懸念されることから、状況の把握に努め、必要に応じ県とも連携を取りつつ適切な対策を講ずる。</p>



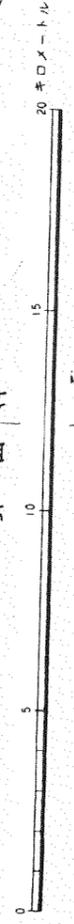
管理計画区区分図

宇和海地域管理計画区

保全対象地

1. 海域のサンゴ景観
2. 鹿島の亜熱帯林と野生鹿・野猿
3. 沖の島の海浜植物群落
4. 篠山のアケボノツツジ群落

宇和海地域（愛媛県）	
面積	5,224 ha
	公園区域（海域含む）



沖面 宿毛湾

田良湾

海

第3 風致景観の管理に関する事項

1 許可、届出等取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領」(平成6年9月30日環自計第173号・環自国第538号)、「国立公園内(普通地域を除く。)における各種行為に関する審査指針について」(昭和49年11月20日環自企第570号)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

(1) 特別地域

行為の種類	地区	取扱方針
1 工作物 (1) 建築物	全域	<p>①基本方針</p> <p>主要展望地及び海上の観光船やフェリー等の航路からの眺望の対象に支障を与えないよう留意し、地形改変の著しい稜線上及び急傾斜地を避けるものとする。</p> <p>また、風致景観を損なうことなく自然公園的雰囲気をかもし出すよう、できる限り木材を使用するものとする。</p> <p>②デザイン</p> <p>奇抜なデザインは用いず、自然公園にふさわしい落ち着いた外観意匠とする。</p> <p>(1) 屋根の形状</p> <p>原則として切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根とする。</p> <p>なお、屋根の勾配は10分の3以上とするが、著しく急勾配とならないものとする。</p> <p>(2) 屋根の色彩</p> <p>赤茶色、こげ茶色(着色処理をしていない銅板葺を含む。)、暗緑色(緑青の付いた銅板葺を含む。)、暗灰色又は黒色とする。</p> <p>(3) 外壁の色彩</p> <p>木材等の自然の素材を使用できない場合は、乳白色系、ベージュ色系、グレー色系、茶色系とし、屋根の色彩との調和を図る。</p> <p>③修景緑化方法</p> <p>別紙1「修景緑化指針」によるものとする。</p>

行為の種類	地区	取扱方針
(2) 道路	全域	<p>①基本方針 地形の改変が少ない線形とし、支障木の伐採を極力少なくし、風致景観上の影響を軽減するように努める。</p> <p>②法面処理方法 永続性のある植生による緑化を原則とする。理想的には、潜在自然植生等地域の風致景観に調和した樹林の形成による緑化が望ましい。ただし、樹林の形成が困難な場合は、郷土種を主体とした低木や草本による緑化を検討するものとする。 また、法面安定のため法枠工等の構造物を併用する場合は、枠内を低木や草本により緑化するものとする。 なお、モルタル吹付は、交通安全上、代替工法による施工ができない場合にのみに用いることとし、法面はできる限りつる性植物等により緑化を行うものとする。</p> <p>(1) 落石防護柵及び落石防護ネット 暗灰色（亜鉛メッキ仕上げ）のものを使用するか、又はこげ茶色に塗装する。</p> <p>(2) 擁壁 できる限り自然石又は木材を用いるものとするが、やむを得ずコンクリートブロック積又はコンクリート擁壁とする場合は、自然石に模した表面仕上げとする。 ただし、公園利用者から見えない場所にあつては、この限りでない。</p> <p>③交通安全柵 極力、ガードケーブル（暗灰色（亜鉛メッキ仕上げ））、ガードパイプ（暗灰色（亜鉛メッキ仕上げ）、こげ茶色）又は擬木（こげ茶色）を用いる。</p> <p>④廃道敷及び工事跡地の整理 改良工事等に伴い生じた廃道敷部分及び工事跡地は、風致景観の保護上支障のないよう整理するものとする。</p>

行為の種類	地区	取扱方針
		<p>とする。</p> <p>⑤残土処理 原則として国立公園外に搬出するものとする。 やむを得ず国立公園内で処理する場合は、風致上の支障がなく、かつ、災害を誘発するおそれのない場所とする。</p> <p>⑥修景緑化方法 別紙1「修景緑化指針」によるものとする。</p>
(3) 鉄塔、 アンテナ	全域	<p>①基本方針 主要展望地及び海上の観光船やフェリー等の航路からの眺望の対象に支障を与えないよう留意し、地形改変の著しい稜線上及び急傾斜地を避けるものとする。 なお、新築の場合は、その必要性、場所の選定、風致景観上の支障について事前に十分な検討を行うものとし、設置を認める場合は、主要展望対象地及び主要展望方向の風致景観を阻害する位置には設けないものとする。</p> <p>②色彩 主要展望地から眺望した場合に稜線をこえないものは、こげ茶色系とし、稜線をこえるものは、暗灰色系（亜鉛メッキ仕上げ）とする。 なお、航空障害対策は塗色でなく、標識灯の設置によるものとする。</p>
(4) 電柱	全域	<p>①基本方針 主要展望地及び海上の観光船やフェリー等の航路からの眺望の対象に支障を与えないよう留意し、地形改変の著しい稜線上及び急傾斜地を避けるものとする。 なお、新築の場合は、その必要性、場所の選定、風致景観上の支障について事前に十分な検討を行うものとし、設置を認める場合は、主要展望対象地及</p>

行為の種類	地区	取扱方針
		<p>び主要展望方向の風致景観を阻害する位置には設けないものとする。</p> <p>②色彩 原則として、コンクリート柱は素材色、鋼管柱は暗灰色（亜鉛メッキ仕上げ）とする。 ただし、周囲の既存の電柱との色彩の調和を図ることが必要な場合、特に風致景観の保護上周囲の状況と調和させる必要がある場合は、こげ茶色に塗装するものとする。</p> <p>③共架 電力線と電話線が平行する場合の電線路は、原則として共架とする。</p> <p>④地下埋設 公園利用上重要な地区であって、十分な風致景観保全上のための措置が必要とされる場合は、極力地下埋設とする。</p>
(5) 治山・砂防施設	全域	<p>①基本方針 主要展望地及び海上の観光船やフェリー等の航路からの眺望の対象に支障を与えないよう留意し、地形改変の著しい稜線上及び急傾斜地を避けるものとする。 なお、新設の場合は、その必要性、風致景観上の支障、利用動線への影響等を事前に十分検討するものとする。</p> <p>②表面処理 公園利用者の目につきやすい場所にあつては、自然石を用いた、又は自然石に模した表面仕上げとする。 落石防護柵については、暗灰色（亜鉛メッキ仕上げ）又はこげ茶色に塗装する。</p>

行為の種類	地区	取扱方針
(6) 海岸保全施設	全域	<p>①基本方針 自然海岸への設置は原則として認めないものとする。 ただし、災害が発生し、放置すればさらに被害が拡がることのできる場所についてはこの限りでない。</p> <p>②表面処理 公園利用者の目につきやすい場所にあつては、自然石を用いた、又は自然石に模した表面仕上げとする。</p>
(7) 海岸環境保全事業施設	全域	<p>①基本方針 第2種・第3種特別地域の自然海岸への設置については、浸食等による災害を受けているか、又は受けるおそれが極めて大きい場合であつて、他の工法によっては、防災の目的を達成することができない場合以外は原則として認めないものとする。</p> <p>②設置方法 やむを得ず、設置する場合は次の事項に留意するものとする。 (1) 原則として埋立てを伴わないものとする。 (2) 離岸堤はできる限り潜堤とすること。 (3) 突堤は、原則として自然石積みとし、できる限り潜堤とすること。</p> <p>③表面処理 公園利用者の目につきやすい場所にあつては、自然石を用いた、又は自然石に模した表面仕上げとする。</p>
(8) 自動販売機	全域	<p>①基本方針 道路脇に単独で設置するものは、認めないものとし、建築物に自動販売機を併設する場合は、次の要件に適合したものとする。</p>

行為の種類	地区	取扱方針
		<p>②設置方法 設置箇所は軒下とし、かつ、建築物壁面と同一面に納まるよう設置するものであること。 また、壁面と同一面に納まるのが不可能な場合には、木材等の化粧板で覆う等、修景に配慮されているものであること。</p> <p>③色彩 建築物と調和のとれた色彩であること。</p> <p>④その他 空き缶等の回収が適正に行われるものであること。</p>
2 木竹の伐採	全域	<p>①基本方針 国有林及び民有林の施業については、「自然公園区域内における森林の施業について」（昭和34年11月9日国発第643号）及び「同（国有林の取扱い）」（昭和48年8月15日環自企第516号）を基本とし、地域の風致景観に配慮した施業とする。</p> <p>②施業に当たっての留意事項 第3種特別地域にあっても道路沿線等については、極力皆伐を避けるものとする。</p>
3 広告物 (1) 営業用 広告物	全域	<p>①基本方針 広告物の設置に当たっては、デザイン、色彩が周囲の風致景観と調和するよう、できる限り木製とするよう配慮するものとし、複数設置する場合は、極力統合を図る。 なお、商品広告及び営業地外での社名広告（いわゆる野立広告物等）は認めないものとする。</p> <p>②色彩 (1) 表示板 白色系、赤色系、緑色系、こげ茶色系、青色系、黒色系とし、できる限り落ちついた色調とする。</p>

行為の種類	地区	取扱方針
		<p>(2) 支柱 暗灰色（亜鉛メッキ仕上げ）、こげ茶色又は、木材等自然素材のままの色彩とする。</p>
(2) 指導標識 案内板 誘導標識	全域	<p>①基本方針 標識等の設置に当たっては、デザイン、色彩等が周囲の風致景観と調和するよう、できる限り木製とするよう配慮するものとし、複数設置する場合は、極力統合を図る。</p> <p>②色彩 (1) 標示板 ア 表示文字 ・ 矢印は赤色系とし、文字は白色系又は黒色系を基本とする。 ・ 案内図に使用する色彩は、3、(1)、②、(1)に準ずる。 イ 地 こげ茶色、白色又は木材等自然素材の色彩とする。 (2) 支柱 暗灰色（亜鉛メッキ仕上げ）、こげ茶色又は木材等自然素材のままの色彩とする。</p>
4 水面の埋立て	全域	<p>基本方針 海面と一体となった優れた風致景観を構成する自然海岸は、足摺宇和海国立公園の風致景観の重要な要素を成すものであるため、適正な保護を図るため水面の埋立てについては、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 次のア～ウのいずれかの要件に該当する場合以外は認めないものとする。 ア 地域住民の生活上必要なもの及び農業、漁業の用に供されるものであって、必要性が高く、かつ、他に適地がないと認められる場合。 イ 既に人工海岸、半自然海岸になっていて、その地先で養浜を行う等、自然景観の回復を目的とする場合。</p>

行為の種類	地区	取扱方針
		<p>ウ 陸上部に人工的施設が多数密集する等、自然状態が著しく改変されている場合。</p> <p>(2) 必要に応じて自然環境等に与える影響を調査し、風致景観への著しい支障がないよう適正な措置を講ずるものとする。</p> <p>(3) 水質汚濁防止膜の設置を図る等施工方法に十分配慮する。</p>
5 マリーナ	全域	<p>基本方針</p> <p>マリーナは工作物、水面の埋立て取扱方針によるほか、別紙2「足摺宇和海国立公園内マリーナの取扱方針」のとおりとする。</p>

(2) 普通地域

行為の種類	地区	取扱方針
1 ゴルフ場の造成	全域	<p>基本方針</p> <p>「国立公園内普通地域内におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について」(平成2年6月1日環自保第343号)によるものとする。</p>
2 水面の埋立て	全域	<p>基本方針</p> <p>別紙3「足摺宇和海国立公園普通地域(海域)内における水面の埋立て取扱上の留意事項」のとおりとする。</p>
3 マリーナ	全域	<p>基本方針</p> <p>マリーナは水面の埋立て取扱方針によるほか、別紙2「足摺宇和海国立公園内マリーナの取扱方針」のとおりとする。</p>

2 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業及び国定公園事業取扱要領」(平成6年9月30日環自計第174号・環自国第541号)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地区	取扱方針
1 道路 (車道)	全域	<p>①基本方針 風致景観に十分配慮しつつ、快適な公園利用及び交通安全を確保するため、線形改良及び防災工事を進める。</p> <p>②法面処理方法 永続性のある植生による緑化を原則とする。理想的には、潜在自然植生等地域の風致景観に調和した樹林の形成による緑化が望ましい。ただし、樹林の形成が困難な場合は、郷土種を主体とした低木や草本による緑化を検討するものとする。 また、法面安定のため法枠工等の構造物を併用する場合は、枠内を低木や草本により緑化するものとする。 なお、モルタル吹付は、交通安全上、代替工法による施工ができない場合にのみ用いることとし、法面はできる限りつる性植物等により緑化を行うものとする。</p> <p>(1) 落石防護柵及び落石防護ネット 暗灰色(亜鉛メッキ仕上げ)のものを使用するか、又はこげ茶色に塗装する。</p> <p>(2) 擁壁 できる限り自然石や木材を用いるものとするが、やむを得ずコンクリートブロック積又はコンクリート擁壁とする場合は、自然石に模した表面仕上げとする。 ただし、公園利用者から見えない場所にあつては、この限りでない。</p> <p>③交通安全柵 極力、ガードケーブル(暗灰色(亜鉛メッキ仕上げ))、ガードパイプ(暗灰色(亜鉛メッキ仕上げ)、こげ茶色)又は擬木(こげ茶色)を用いる。</p>

事業の種類	地区	取扱方針
		<p>④廃道敷及び工事跡地の整理 改良工事等に伴い生じた廃道敷部分及び工事跡地は、風致景観の保護上支障のないよう整理するものとする。</p> <p>⑤残土処理 原則として国立公園外に搬出するものとする。 やむを得ず国立公園内に処理する場合は、風致上の支障がなく、かつ、災害を誘発するおそれのない場所とする。</p> <p>⑥修景緑化方法 別紙1「修景緑化指針」によるものとする。</p> <p>⑦附帯施設の取扱い (1) 園地、休憩所、展望施設、駐車場、トイレ等の附帯施設は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置するものとする。 (2) 案内板、解説板等は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置するものとし、周辺の自然と調和したデザインとする。 (3) 施設の規模は過大とならないよう留意するものとする。 なお、建築物のデザイン等は、3 宿舎、③、(1)～(3)に準ずるものとする。</p> <p>⑧管理運営方法 くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみ持ち帰り運動を推進するものとする。 また、危険箇所の点検及び草刈り、清掃等を定期的実施するものとする。</p>
	若山目黒線	沿線の溪谷及び樹林景観を守るために、2車線化の拡幅工事は行わないものとする。

事業の種類	地区	取扱方針
2 道路 (歩道)	全域	<p>①基本方針 路線は、単に最短距離で目的地に至るものではなく、興味対象地を有効につなぎ、沿線の自然に親しむことのできるルートとする。 整備に当たっては利用者の安全及び浸食防止等に配慮するものとする。</p> <p>②附帯施設の取扱い (1) 休憩所、展望施設、トイレ等の附帯施設は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置するものとする。 (2) 案内板、解説板及び道標等は、利用性及び管理面を配慮し適正に配置するものとし、周辺の自然と調和したデザインとする。 (3) 施設の規模は過大とならないよう留意するものとする。 なお、建築物のデザイン等は、3 宿舍、③、(1)～(3)に準ずるものとする。</p> <p>③通景線の確保 展望の優れた箇所については、樹木で視界が遮断されないよう適宜枝払い等の伐採を行うものとし、通景線の確保に配慮するものとする。</p> <p>④管理運営方法 くずかご、吸い殻入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみ持ち帰り運動を推進するものとする。 また、危険箇所の点検及び草刈り、清掃等を定期的実施するものとする。</p>
3 宿舍	全域	<p>①基本方針 主要展望地及び海上の観光船やフェリー等の航路からの眺望の対象に支障を与えないよう留意し、地形改変の著しい稜線上及び急傾斜地を避けるものとする。 なお、宿舍事業として判断する基準は、宿舍の用</p>

事業の種類	地区	取扱方針
		<p>に供する建築物のうち次の要件を満たすものとする。 (1) 旅館業法による許可を得たもの、又は得る見込みのあるもの。 (2) 宿泊収容力が1日あたり50人以上のもの。</p> <p>②規模 地上部3階建て以下とする。 既に3階建てをこえているものについては、増改築の際、既存階数をこえないものとする。</p> <p>③デザイン、構造、色彩 奇抜なデザインは用いず、木材を多用し、自然公園にふさわしい落ち着いた外観意匠とする。 (1) 屋根の形態 原則として切妻、寄棟又は入母屋等の勾配屋根とし、屋根の勾配は10分の3以上とするが、著しい急勾配屋根とならないものとする。 また、勾配屋根でない既存建築物については、増改築の際、勾配屋根、傾斜パラペット又は飾り屋根を設置するものとする。 (2) 屋根等の色彩 屋根又は傾斜パラペットの色彩は、赤茶色、こげ茶色(着色処理をしていない銅板葺を含む。)、暗緑色(緑青の付いた銅板葺を含む。)、暗灰色又は黒色とする。 (3) 外壁の色彩 木材等の自然の素材を使用できない場合は、乳白色系、ベージュ色系、グレー色系又は茶色系とし、屋根の色彩との調和を図る。</p> <p>④附帯施設の取扱い テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日環自保第138号)によるものとする。</p> <p>⑤修景緑化方法</p>

事業の種類	地区	取扱方針
		別紙1「修景緑化指針」によるものとする。
4 園地	全域	<p>①基本方針 海浜、樹林地、展望地等各地区の特性に応じた園地の整備及び管理を行い、自然探勝、散策、ピクニック、風景鑑賞等、人と自然のふれあいを高めるよう配慮するものとする。</p> <p>②附帯施設の取扱い (1) 休憩所、展望施設、トイレ等の附帯施設は、利用性及び管理面を考慮し適正に配置するものとする。 (2) 自然に対する理解を求めるとともに利用の効果を高めるため、案内板、解説板及び指導標等を適切に配置するものとする。 (3) 施設の規模は過大とならないよう留意するものとする。 展望施設は、特別な用途の場合を除き、原則として建築物のデザイン等は、3 宿舍、③、(1)～(3)に準ずるものとする。</p> <p>③管理運営方法 (1) 危険箇所には、防護柵、注意標識等を設置し、利用の安全を図るものとする。 (2) くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。 また、園路、広場の草刈り、園地内の清掃等を定期的実施するものとする。</p>
5 野営場	全域	<p>①基本方針 海浜地、山間部等各地区の特性に応じた整備及び管理を行い、自然探勝や海浜利用等、人と自然のふれあいを高めるように配慮するものとする。</p>

事業の種類	地区	取扱方針
		<p>②附帯施設の取扱い (1) 附帯施設については、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置するものとする。 また、既存施設についても快適な環境が保持できるよう配慮する。 (2) 建築物のデザイン等は、3 宿舍、③、(1)～(3)に準ずるものとする。</p> <p>③管理運営方法 (1) 山火事の原因となる炊飯に伴う火気の取扱いに注意し、たばこの投げ捨て防止等、十分注意するよう利用者に啓発するものとする。 (2) 残飯等のごみは、ごみ捨て場を指定し、十分な管理と回収を行うものとする。 (3) 安全管理(枯損木等の処理)を十分に行うものとする。</p>
6 水泳場	全域	<p>①基本方針 海岸の特性に応じた施設の整備及び管理を行い、人と自然のふれあいを高めるように配慮するものとする。</p> <p>②附帯施設の取扱い (1) 附帯施設については、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置するものとする。 (2) 建築物のデザイン等は、3 宿舍、③、(1)～(3)に準ずるものとする。</p> <p>③管理運営方法 くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。</p>
7 駐車場	全域	<p>①基本方針 自然とのふれあいを進めるため安全で快適な駐車場を整備する。</p>

事業の種類	地区	取扱方針
		<p>②附帯施設の取扱い</p> <p>(1) 附帯施設については、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置するものとする。</p> <p>(2) 建築物のデザイン等は、3 宿舍、③、(1)～(3)に準ずるものとする。</p> <p>③管理運営方法</p> <p>くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。</p>
8 博物展示施設	全域	<p>①基本方針</p> <p>宇和海地域全体の自然の紹介及び案内を行う施設として整備する。</p> <p>②規模、デザイン等</p> <p>3 宿舍、②、③、(1)～(3)に準ずるものとする。</p> <p>③附帯施設の取扱い</p> <p>(1) 附帯施設については、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置するものとする。</p> <p>(2) 建築物のデザイン等は、3 宿舍、③、(1)～(3)に準ずるものとする。</p> <p>④管理運営方法</p> <p>くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。</p>
9 船舶運送施設	全域	<p>①基本方針</p> <p>海中公園地区の海中景観の探勝及び他地区へのアプローチ手段としてグラスボートを就航させる。</p> <p>②附帯施設の取扱い</p>

事業の種類	地区	取扱方針
		<p>(1) 附帯施設については、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置するものとする。</p> <p>(2) 建築物のデザイン等は、3 宿舍、③、(1)～(3)に準ずるものとする。</p> <p>③管理運営方法</p> <p>(1) サンゴ等を船で損傷しないよう十分注意を行う。</p> <p>(2) 利用者に海中公園地区の規制内容等を周知させ、船上からのごみ及び吸い殻の投げ捨てを禁止させる。</p> <p>(3) くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。</p>
10 係留施設	全域	<p>①基本方針</p> <p>グラスボート及び小型船舶の発着可能な施設を整備する。</p> <p>②附帯施設の取扱い</p> <p>(1) 海岸線を著しく改変しないよう配慮した整備内容とし、極力埋立ては行わないものとする。</p> <p>(2) 整備規模は、過大とならないよう必要最小限とする。</p> <p>(3) 台風等で船が漂流しないよう管理施設を充実させるものとする。</p> <p>(4) ボート等の維持管理上による汚水及び排水を直接海へ放流しないものとする。</p> <p>(5) 建築物のデザイン等は、3 宿舍、③、(1)～(3)に準ずるものとする。</p> <p>③管理運営方法</p> <p>くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ごみ投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進するものとする。</p>

第4 地域の開発整備に関する事項

1 各地区の利用形態及び整備方針

(1) 西海鹿島地区

海中公園の探勝を中心に、海水浴、野営、島内探勝の利用がなされている。

野営場及び栈橋等の老朽化した施設の再整備を図るほか、園地、自然観察路の改良を行う。

また、恵まれた自然条件をいかし、体験学習や自然観察のプログラムでもって、新しい利用の開発を行い、地区の利用活性化を行う。

廃止されている旧国民宿舎跡をどうするか検討が必要である。

(2) 西海外泊地区

整備に当たっては、当地区の特色をいかした段々畑跡地の探勝、鹿島の展望、磯遊び等の利用を推進させるための施設を整備する。

(3) 高茂岬地区

半島の突端にある、雄大なスケールの展望地で、休憩所、便所、園地等の施設が整備されている。鹿島側の展望を確保し、海浜部との接合を容易にする等、園地の改良を図り、また、特色ある植生や地形、眺望等の解説案内板等をきめ細かく整備し、利用性を高める。

半島を周回する公園車道外泊武者泊線は、沿線の展望が特に優れた道路であるので、駐車帯を設置し、展望を確保するための除伐や沿道の修景を行う。

(4) 天巖鼻地区

展望、海岸地形、植生等の景観に恵まれたピクニック園地で、駐車場、展望台、園地等が整備されているが、全体に施設が貧弱であるため改善が必要である。

上部の展望地点と海浜部とを一体とした自然観察路を設け、解説標識等の整備を行う。

(5) 須ノ川地区

国道56号線沿いに位置し、到達性が良好であることから、ピクニック、海水浴、キャンプ及びドライブの休憩に広く利用されている。

園地、駐車場、休憩所、野営場（オートキャンプ場）等が整備されているが、今後は、宇和海地域唯一の集団施設地区かつ最大の利用拠点であり、当地域全体の情報提供と自然学習の利用を推進するために必要な展示機能をもったビジターセンターの整備を図る。

また、海の生き物や海浜の植生等を観察するフィールドの活用計画を策定し、地区全体が滞留性に富んだ、自然とのふれあいの場として活用する。

ごみ持ち帰り運動のモデル地区として、くずかごの設置を限定し、清掃を徹底して利用者への啓発を図る。

(6) 日振島・沖の島地区

夏の海水浴を主とする一季型の利用地である。到達性が不便で、近年利用者は減少しているが、宇和海の代表的な島として自然の魅力は特筆される。

海浜植物群落の保護を主体に、栈橋、便所、園路等の施設を維持し、秘境のイメージを強調した利用を図る。

(7) 篠山地区

山頂部への到達性は良く、アケボノツツジの群落地として春から秋にかけて多くの利用者がある。

自然観察の好適地であるので、登山、ハイキングに加えて、自然観察の場として歩道の改良や、案内解説板等の整備を図る。また、県立自然公園の利用施設と整合を図る。

山頂部付近の適切な場所に、小規模な休憩所を設置する。

(8) 滑床地区

渓谷の探勝、登山、キャンプ等を目的として利用がなされ、中心部の万年橋付近には、駐車場、宿舎、園地、野営場等が整備されている。

到達路である県道は狭く、交通上の支障となっているが、溪流部の自然環境保全に配慮し、現道の改良程度にとどめる。

優れた渓谷美と、野鳥の森に指定されている恵まれた自然をいかして、自然教室や森林浴等のプログラムを開発し、利用の活性化を図る。

また、渓谷探勝路には、自然解説板等をきめ細かく配置し、自然観察路としての機能を高めるとともに、沿線のくずかごは撤去してごみ持ち帰り運動のモデル地区として、普及啓発を図る。

(9) 成川地区

温泉施設、休養施設、便所、駐車場が整備され、保健・休養の場、渓谷探勝及びキャンプ等に利用されている。アクセス道路についても中心部（休養センター）までは、一部（橋の改良中）を除き整備がなされている。国道320号線より車で7分と近くにあり、自然とのふれあい・森林浴を楽しむ場として入込客が増えていることから自然観察路、野営場、駐車場の充実化を図る。

(10) 法華津峠地区

旧道沿いにある優れた展望園地であるが、到達道路が悪く駐車場がないため利用性が低い。

駐車場を設け、老朽化した展望施設や便所を再整備し、一帯の修景を図る。

(11) 当木島地区

自然海岸の探勝及び海の自然体験の場としての施設を整備する。

(12) 由良半島

宇和海の展望利用及び自然海岸・自然林の探勝利用の場として整備する。

(13) 御五神島地区

現在、無人島体験キャンプが実施されており、自然体験の場として整備する。

2 一般公共事業との調整

地域の生活基盤となる道路、港湾、治山、砂防等の事業と国立公園計画との調整を有効かつ円滑に進めるために、県の公共事業部局との間で、下記の手順で事前調整を実施する。

(事前調整手順)

- (1) 事前調整の対象となる公共事業は、次年度以降に実施が見込まれている事業で、自然公園法の手続きを必要とするもの。
- (2) 当該公共事業に係る実施計画の概要を1月末日までに山陽四国地区国立公園・野生生物事務所に提出する。
- (3) 山陽四国地区国立公園・野生生物事務所は必要なものについて、毎年2月末日までに事業者から実施計画の内容を徴収し、許認可等の公園行政との調整を図る。
- (4) 公園事業の執行として行う道路等の事業で、公園事業の決定若しくは変更が必要とされるものについては、自然環境保全審議会に諮る必要があることから、山陽四国地区国立公園・野生生物事務所において2月末日までに事前調整を終え、諮問事務に必要な所定の手続きを進める。

第5 土地及び事業施設の管理に関する事項

公園事業施設の管理

公園利用施設が、老朽化や破損によって、設置目的を達成することができず、利用環境を著しく損なう事例が見られる。このため、国、県、市町村の三者で定期的に施設の点検を実施し、必要な対策を講ずるものとする。

また、自然公園等事業で整備された県有施設については、県と受託管理者(地元市町村)との間で、適正な施設管理のための方策を立てるものとする。

第6 利用者の指導等に関する事項

1 自然解説に関する事項

(1) 自然に親しむ運動

自然に学び、自然の仕組みの大切さの理解と認識を深める「自然学習」の推進等を行うため、現在、環境庁が関係機関の協力の下に行事を実施しているが、行事回数、行事場所及び行事内容が特定され不十分な状況である。

今後は、地区の特性を生かした参加性の高い自然学習活動を積極的に推進するため、企画開発及びモデル行事を検討し、市町村地域単位で活発に実施するようを行う。

なお、平成7年度における環境庁主催行事は、次のとおりである。今後とも可能な限り実施していくものとする。

- ①スノーケル教室（鹿島）
- ②植物観察会・自然探勝（滑床）

(2) 自然観察の適地

①海の自然観察

鹿島（海中公園の生物、磯の生物、島の地形・地質、野生動物等）

須ノ川（海岸の生物、植生等）

天巖鼻（海岸の地形・地質、植生、磯の生物等）

日振島、沖の島（海岸の植生、磯の生物、島の地形・地質等）

②森の自然観察

篠山（森林の観察、野鳥、昆虫、アケボノツツジ群落等）

滑床（森林の植物、野生生物、野鳥、昆虫、溪谷の地形・地質等）

(3) 自然解説のための組織作りと活動

自然公園指導員、自然保護指導員、関係市町村職員、ボランティア、観光協会員等からなる自然学習組織を作り、地元小中学生を手はじめに自然学習を活発にして宇和海地域の優れた自然を地域の人達が認識し、訪れる人達への普及啓発に発展させる。

(4) 自然解説パンフレットの作成

自然に興味をもつ人達が強く惹かれる自然を対象として魅力的なパンフレットや自然探勝用のガイドマップ、セルフガイド方式による自然解説冊子を作成する。

なお、地域の自然に近い地域住民の関心を高めるため、環境保全の啓発の観点から地域住民向けのプログラムを検討する。

2 利用の規制

(1) 野営場指定地以外でのキャンプは、植生破壊やゴミ散乱の原因につながるため、関係機関の協力を得て、キャンプ利用者へ指導を行う。

(2) 海中公園地区及びその周辺では、アンカーによる海中景観の損傷や、まき餌等による海水汚染の防止のため、関係機関の協力を得て遊漁船等の乗り入れの抑制を行う。

第7 地域の美化修景に関する事項

1 美化清掃

宇和海地域内の清掃活動は、「愛媛県自然環境保全協議会」が実施団体となって実施されているが、対象地域が広範囲にわたり、また事業予算が定額化されていることもあって、全体として清掃活動をより効率よく実施する必要がある。

今後は次の点に留意して、ごみの処理や清掃の方法を改善し、限られた予算での効率の良い清掃活動を進める。

- (1) くずかごは、十分な管理、回収が可能で、かつ、利用上不可欠な場所以外は設置しないものとし、注意看板等を設置してごみ持ち帰り運動の普及徹底を図る。
- (2) 現時点で、全域的にくずかごを撤廃することは無理があるので、ごみ持ち帰り運動の普及啓発を図るモデル地区を定めて、段階的に運動を推進する。
- (3) 磯釣り客によるごみ散乱防止を図るため、釣具店や渡船業者等を通じての呼びかけ、ごみ持ち帰りのPRを行う。
- (4) 山岳地域では、登山者によるごみ持ち帰りを徹底するとともに、地元関係者や山岳愛好者を中心としてボランティアによる定期的な清掃活動を推進する。

2 オニヒトデ等駆除

毎年環境庁を始めとする関係機関の負担で実施されているオニヒトデ等駆除事業によってサンゴの食害は著しく少なくなっているが、新たにヒメシロレイシガイダマシの被害が段階的に拡大しているため、引き続き事業の徹底を図るものとする。

なお、駆除等については、次の点に留意する。

(1) 駆除作業

- ① ヒメシロレイシガイダマシの活動の盛んな5月から夏期までに集中的に実施する。
- ② イシサンゴ群体を破壊しないよう注意する。
- ③ ヒメシロレイシガイダマシが大発生している海域から優先して駆除を行う。

(2) 監視

駆除作業後、個体変化の監視を続ける。

(3) 今後の課題

① 駆除地区の特定

ヒメシロレイシガイダマシを完全に駆除することは不可能であり、生態系の見地から適当でない。

そのため、海中景観の優れた地区を特定し、重点的に駆除を行う。

②調査・研究

大発生の原因が不明であり、今後の駆除事業に有効な手立てとなる調査・研究を行う。

ア 他地域についてのイシサンゴの分布と食害調査。

イ ヒメシロレイシガイダマシの生態、特にイシサンゴ群体に着生する機構についての調査・研究。

ウ イシサンゴ生育海域の汚濁についての調査。

3 野立広告物の取扱い

国立公園の風致景観及び快適な利用環境を守るため、県、市町村と協力して巡視を行う等野立広告物の追放を図る。

第8 各種団体との連携に関する事項

次の各種連絡会議等の設置目的の推進を図るため、積極的に交流を行い、その組織強化等指導育成に努める。

1 瀬戸内海国立公園等連絡会議

山陽四国地区国立公園・野生生物事務所管内においては、山陽四国地区国立公園・野生生物事務所と関係地方公共団体との意志疎通を図るため、別紙記載の設置要領により、瀬戸内海国立公園及び足摺宇和海国立公園関係各県並びに山陽四国地区国立公園・野生生物事務所による瀬戸内海国立公園等連絡会議を設置している。

2 足摺宇和海国立公園連絡会議

上記会議の設置要領第4項（地域連絡会議）に基づき、地域レベルでの行政機関間の緊密な連携の下に、国立公園の円滑な運営と整備の充実を図ることを目的として、山陽四国地区国立公園・野生生物事務所が関係県及び市町村を対象に開催している。

3 清掃団体

宇和海地域の美化清掃を推進していくため、今後とも県及び地元市町村と協力し、以下の清掃団体を適切に指導、支援を図る。

□愛媛県自然環境保全協議会

(1) 設置目的

自然公園法第16条の2（清掃の保持）の趣旨に基づき、国、愛媛県、市町村等協力し、愛媛県内足摺宇和海国立公園の自然環境を清潔に保持すること。

(2) 事業

- ①公園利用者がもたらすごみ等の廃棄物の収集、運搬、処分等の美化清掃活動事業
- ②美化思想の普及啓発に関する事業
- ③国、県及び市町村の国立公園に関する施策への協力

(3) 事務局

愛媛県環境局自然保護課

〈瀬戸内海国立公園等連絡会議設置要領〉

1 目的

瀬戸内海国立公園及び足摺宇和海国立公園の適正な運営と整備の充実を図るため、「瀬戸内海国立公園等連絡会議」を設置し、国、地方との連携を一層密にして公園行政の円滑化と効率化を推進しようとするものである。

2 構成

山陽四国地区国立公園・野生生物事務所及び関係県国立公園主管課

3 会議

(1) 会議は、山陽四国地区国立公園・野生生物事務所が召集し、毎年1回開催する。

(2) 会議は、次の事項について連絡、調整を行う。

- ①国立公園行政と地方行政との連絡調整に関する事項
- ②国立公園計画及び事業決定等に関する事項
- ③公園施設の整備及び公園事業に関する事項
- ④風致景観の管理に関する事項
- ⑤公共事業等の取扱いに関する事項
- ⑥自然学習等野外活動の推進に関する事項

4 地域連絡会議

この会議の目的を達成するため必要に応じ、関係市町村を加えた地域連絡会議を設置する。

5 経費

会議の参加旅費等は、各構成員が分担する。

第9 その他

次の点にも留意して今後の適正な公園管理を行うものとする。

- 1 許認可手続きの迅速化と、問題ある事案について早期連絡調整を図る。
- 2 自然公園法の規制をわかりやすく解説した広報パンフレットの作成を必要に応じて検討するとともに、県、関係市町村の広報への協力を依頼する。
- 3 文化財保護法、県条例等の関係法令との齟齬が生じないように、他機関との調整を図る。

〈修景緑化指針〉

各種行為に伴って生じた裸地は、国立公園の風致景観を損なうことがないように以下の点に留意の上、速やかに修景緑化を行うよう行為者を指導する。

1 支障木の移植

工事に当たっては、可能な限り既存樹木を保存するものとするが、やむを得ず支障木が生ずる場合には、極力これを移植するものとする。

2 裸地の緑化

工事に伴いやむを得ず生じた裸地は緑化する。

3 緑化に使用する草本類

法面等樹木による緑化が困難な場所では、原則としてシバ類、ヨモギ、ススキ、メドハギ等の郷土産の植物を混合した種子吹付けを行うものとするが、これによることが著しく不合理な場合には、洋芝類、牧草類によるものとする。

4 緑化に使用する樹種等

敷地内の植栽、工事跡地の修景植栽等においては、できるだけ郷土産の植物による緑化を行うよう行為者を指導するものとする。

5 道路については、次の事項に留意する。

- (1) 道路を新設する場合は、既存の樹木はできる限り残すものとし、移植可能な樹木は移植する。
- (2) 道路沿いの空地には郷土産の植物により緑化する。
- (3) 道路法面が大きい場所では、原則として法面を数段に分けて犬走りを設け、犬走りに低木を移植する。

6 建築物等の工作物周辺については、次の事項に留意する。

- (1) 建築物等の周辺に修景が必要な場所には、郷土産の植物により緑化する。
- (2) 建築物等の人工物を隠ぺいする必要がある場合には、原則として郷土産の植物により緑化する。

〈足摺宇和海国立公園内マリナーの取扱方針〉

国立公園内マリナーについては、次によって取り扱う。

マリナーとは、主としてプレジャーボート（ヨット、モーターボート等）に係留、保管するための施設（桟橋、艇庫等）をいい、一体として整備される防波堤、給油施設、修理工場、休憩施設等の関連施設を含むものとする。

(1) 次の地域においては、原則として認めない。

- ア 特別保護地区、海中公園地区及び第1種特別地域
- イ 貴重な自然的性質を有する地域のうちアに準じた取扱いをする必要があると認められる地域
- ウ ア及びイの地先及び周辺の海域

(2) (1) 以外の特別地域に係るマリナーについては、次の各号の要件を満たさない場合は原則として認めない。

- ア 自然海岸の埋立てを伴う等風致の保護上著しい支障とならないものであること。
- イ 自然海岸以外の埋立てについては最小限とし係留施設の規模が過大でないこと。
- ウ 国立公園の主要展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。
- エ 船舶の陸上保管場所や附帯施設は可能な限り既存陸上部に設けること。
- オ 船舶の陸上での保管は、必要最小限とすること。
- カ 野生動植物の生息に重大な影響を及ぼさないものであること。
- キ 海水浴場等への影響が軽微であること。

(3) 普通地域のみに係るマリナーについては、(2) の各号の要件を満たすよう指導する。

〈足摺宇和海国立公園普通地域（海域）内における
水面の埋立て取扱上の留意事項〉

足摺宇和海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立てについては、以下の各事項に留意して取り扱うものとする。

1 埋立理由に関する事項

当該地以外ではその目的を達成することが困難なもので、原則として次の各項目のいずれかに該当すること。

- ア 地域住民の日常生活に必要なもの。
- イ 港湾あるいは漁港関連施設の整備に必要なもの。
- ウ 地域の社会・経済的理由から計画されたもので必要性が認められるもの。
- エ 災害防止のため埋立て以外に方法がないもの。

2 埋立位置に関する事項

(1) 次に示す地区等の地先を極力避けた位置であること。

- ア 特別保護地区及び特別地域（共にその周辺）
- イ 自然海岸

(2) 野生生物の保護上重要な干潟や浅海等に影響を及ぼさない位置であること。

(3) 主要な展望地から見て、風景の保護上著しく支障とならない位置であること。

3 環境・風景の保全に関する事項

(1) 埋立ての規模及び形状が適切であること。

(2) 埋立地の利用計画が、明らかにされているものであって、その内容が適切であること。

(3) 埋立地に設置される工作物の規模、形状等が周囲の風景と調和するものであること。
特に高層建築物、巨大工作物等風景に与える影響が大きいものについては慎重に取り扱うこと。

(4) 必要に応じ、埋立地に十分な緑化が計画されていること。

(5) 埋立てによる潮流の変化がもたらす水質の悪化の度合い及び異常堆砂、異常洗掘等による隣接海岸への影響の度合いが軽微であること。

(6) 周辺の海水浴場等に与える影響が軽微であること。

(7) 埋立工事に伴う濁水が周辺海域へ拡散しない工法がとられていること。

1 高木

和名	生長	乾燥	陰陽	性状	鑑賞期	潮害	大気汚染
アカガシ	速	中	陰	常高(20)		中	中
アカマツ	速	乾	陽	常高(40)		弱	弱
アカメガンシワ	速	中	陽	常高(10)		—	—
アキニレ	速	湿	半陽	落高(10)		強	中
アベマキ	速	中	陽	常高(15)		中	—
アラカシ	速	中	半陽	常高(15)		強	中
イイギリ	速	中-湿	陽	常高(15)	果(10-11)	—	—
イスノキ	中	乾	半陽	常高(20)	花(4-5)	強	強
イヌマキ	遅	湿	陰	常高(15)		強	中-強
イブキ	遅	乾	陽	常高(15)		強	強
イロハモミジ	速	湿	半陽	落高(10)	葉(10-11)	中	中
ウバメガシ	遅	乾	半陽	常高(10)		強	強
ウラジロノキ	速	乾	陽	落高(15)	葉・果(9-11)	—	—
エノキ	速	中-湿	半陽	常高(20)		中	中
オガタマノキ	遅	中	陰	常高(15)	花(3-4)	中	中
カクレミノ	遅	湿	陰	常高(10)		強	—
カゴノキ	中	中	陰	常高(15)		—	—
カラスザンショウ	—	中	陽	落高(7)		—	—
クサギ	速	中	陽	落高(8)	花(7-9)	—	—
クスノキ	速	中	半陽	常高(25)		中	強
クロガネモチ	遅	湿	陽	常高(10)	果(11-1)	強	—
クロキ	中	中	陰	常高(10)		—	—

和名	生長	乾燥	陰陽	性状	鑑賞期	潮害	大気汚染
クロマツ	速	乾	陽	常高(40)		強	中
コナラ	速	中	陽	落高(20)		中	中
コブシ	—	湿	陽	落高(8)	花(3-4)	—	—
サカキ	速	中	陰	常高(10)		中	中
ザイフリボク	速	乾	半陽	落高(10)	花(4-5)	—	—
シュロ	遅	中	陰	常高(8)		強	中
シラカシ	速	中	半陽	常高(20)		強	中
スタジイ	速	湿	半陽	常高(25)		強	強
センダン	速	中-乾	陽	落高(15)	花(5-6)	中	中
タブノキ	速	中	半陽	常高(20)		強	中
タラヨウ	中	中	陰	常高(10)	果(11-1)	中	中
ナギ	遅	中	陰	常高(15)		強	弱
ナナミノキ	中	湿	半陽	常高(10)	果(11-2)	—	—
ナラガシワ	速	中	陽	落高(16)		—	—
ナリヒラダケ	速	中	陽	常高(8)		—	強
ニワウルシ	速	乾	陽	落高(20)		中	強
ネズミサシ	遅	乾	陽	常高(10)		強	強
ネムノキ	速	中	陽	落高(10)	花(6-7)	強	—
ハゼノキ	速	中	陽	落高(10)	葉(10-11)	—	—
ヒイラギ	遅	乾	陰	常高(8)	花(10-11)	強	強
ヒメユズリハ	遅	中	陰	常高(10)		強	中
ビワ	—	中	陽	常高(10)	花(11-2) 果(6)	—	—
フジキ	速	中	陽	落高(10)	花(6)	—	—

和名	生長	乾燥	陰陽	性状	鑑賞期	潮害	大気汚染
マダケ	速	中	半陽	常高(15)		中	強
マテバシイ	速	中	陽	常高(10)		強	強
ミカン類	—	中	陽	常高	果(10-11)	中	強
ミズキ	速	湿	半陽	落高(15)	花(5-6)	中	強
ムクノキ	速	中	半陽	落高(20)		強	強
モウソウチク	速	中	半陽	常高(15)		中	強
モチノキ	遅	中	陰	常高(10)	果(11-12)	強	強
モッコク	遅	湿	陰	常高(10)	果(10-11)	中	中
ヤブツバキ	遅	湿	陰	常高(10)	花(2-4)	強	中
ヤブニッケイ	中	中	陰	常高(15)		弱	—
ヤマザクラ	速	中	陽	落高(20)	花(3-4)	—	弱
ヤマモモ	遅	乾	半陽	常高(20)		強	中
リョウブ	中	中-乾	陽	落高(10)	花(7-8)	—	—
リンボク	中	中	陰	常高(10)		—	—

2 低木

和名	生長	乾燥	陰陽	性状	鑑賞期	潮害	大気汚染
アジサイ類	—	湿	半陽	落低(2)	花(6-7)	—	—
アオキ	速	湿	陰	常低(3)	果(11-3)	強	強
イヌツゲ	遅	中	半陽	常低(3)		強	強
イボタノキ	速	中	半陽	常低(2)		—	—
ウツギ	—	中	半陽	落低(2)	花(5-6)	—	—
ウメモドキ	中	中	陽	落低(3)	果(10-1)	中	中
エニシダ	速	乾	陽	落低(1.5)	花(5-6)	—	強
オカメザサ	—	中	陰	常低(1)		—	強
カナメモチ	速	中	半陽	常低(3)	果(10-11) 葉(5)	弱	中
クチナシ	速	中	半陽	常低(2)	花(6-7)	中	中
コバノミツバツツジ	—	中	陽	落低(3)	花(4-5)	—	—
コマユミ	中	中	半陽	落低(2)	果(10-12)	中	弱
ゴマギ	中	湿	半陽	落低(3)	花(5)(9-10)	—	—
サザンカ	遅	中	陰	常低(3)	花(10-3)	中	弱
サツキ	速	中	陰	常低(2)	花(5-6)	弱	強
サンショウ	速	中	半陽	落低(3)		—	—
シキミ	遅	湿	陰	常低(3)	花(3-4)	—	—
シモツケ	速	乾	半陽	落低(1)	花(5-7)	中	弱
シャシャンボ	遅	乾	陰	常低(3)		—	—
シャリンバイ	中	中	陽	常低(2)	花(4-5)	中	中
シロヤマブキ	速	中	半陽	落低(2)	花(4-5)	—	中
ジンチョウゲ	遅	中	陰	常低(2)	花(3-4)	中	中

和名	生長	乾燥	陰陽	性状	鑑賞期	潮害	大気汚染
センリョウ	遅	湿	陰	常低(0.5)	果(11-2)	弱	弱
タイミンタチバナ	遅	中	半陽	常低(3)		—	—
チャノキ	遅	中	陰	常低(1.5)	花(10-11)	弱	中
ツゲ	遅	中	陰	常低(3)		強	中
テリハノイバラ	速	乾-湿	陽	落低(0.5)	花(5-7)	強	—
トベラ	速	乾-湿	陽	常低(3)	花(5-6)	強	強
ナワシログミ	速	中	陰	常低(2)	果(5-6)	強	強
ナンテン	遅	中	半陽	常低(2)	花(7) 果(10-2)	強	中
ニワトコ	速	中	半陽	落低(3)		—	—
ネジキ	遅	乾	陽	落低(3)	花(6-7)	—	—
ネズミモチ	速	乾-湿	陰	常低(3)		強	強
ノイバラ	速	中-乾	陽	落低(2)	花(5-6)	—	—
ハイビャクシン	遅	乾	陽	常高(0.5)		強	強
ハコネウツギ	速	乾-湿	陽	落低(3)	花(5-6)	—	—
ハマボウ	—	乾	陽	落低(2)	花(7-8)	強	—
バイカウツギ	速	中	陽	落低(2)	花(5-6)	—	—
ヒイラギナンテン	遅	中	半陽	常低(1.5)	花(3-4)	中	強
ヒサカキ	遅	乾	陰	常低(3)		強	強
マサキ	速	乾-湿	陰	常低(3)	果(11-12)	強	強
マユミ	中	湿	半陽	落低(3)	果(10-12)	—	—
マンリョウ	遅	中	半陽	常低(0.5)	果(11-4)	—	—
ミヤコザサ	速	中	陰	常低(0.5)		—	弱
ムクゲ	速	湿	陽	落低(3)	花(8-10)	中	強

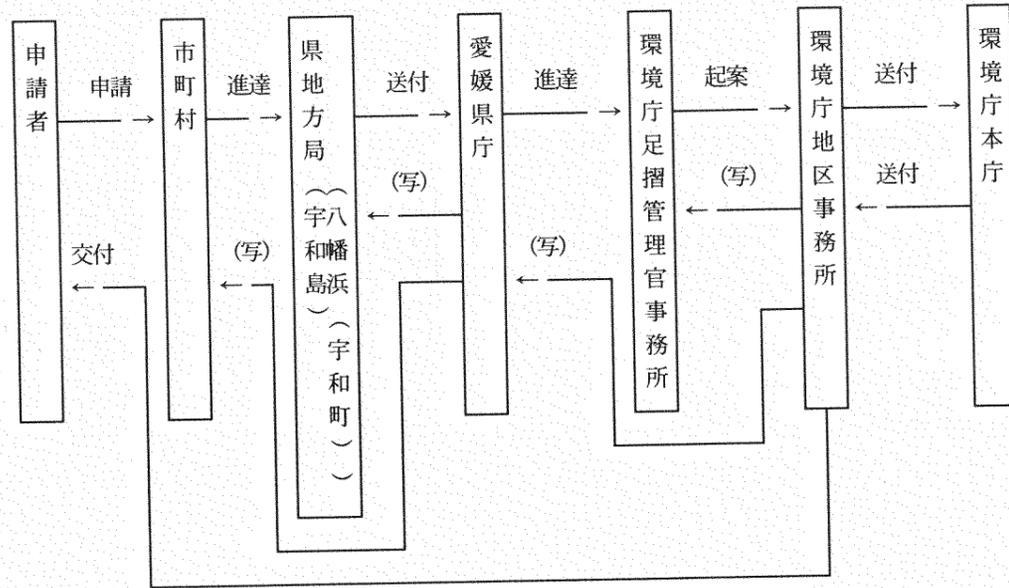
和名	生長	乾燥	陰陽	性状	鑑賞期	潮害	大気汚染
ムラサキシキブ	速	中	半陽	落低(1. 5)	果(10-11)	—	—
モクレン	速	中	陽	落低(3)	花(4)	弱	中
モチツツジ	中	中	半陽	常低(3)	花(5)	中	強
ヤツデ	中	湿	陰	常低(3)		中	強
ヤブコウジ	遅	中	陰	常低(0. 2)	果(11-2)	—	—
ヤマツツジ	中	中	半陽	落低(3)	花(4-5)	—	—
ヤマハギ	速	中	陽	落低(1. 5)	花(7-9)	弱	中
ヤマブキ	速	湿	半陽	落低(1. 5)	花(4-5)	弱	中
リュウキュウツツジ	中	中	陽	常低(2)	花(5)	中	強

3 ツル植物

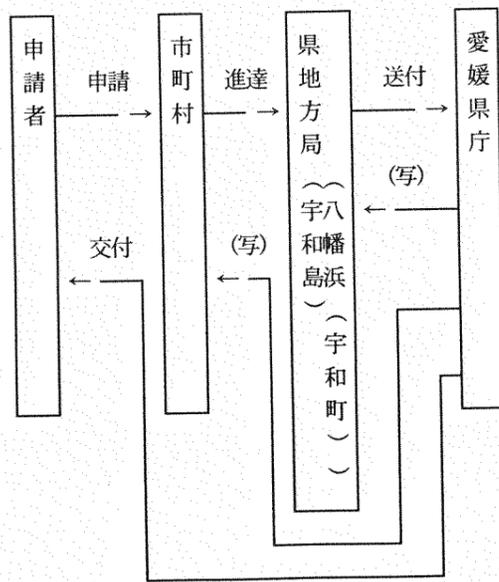
和名	生長	乾燥	陰陽	性状	鑑賞期	潮害	大気汚染
アケビ	—	中	陽	落	果(10-11)	—	—
キツタ類	—	中	陽	落		—	—
ツルアジサイ	—	中	陽	落	花(6-7)	—	—
フジ	—	中	陽	落	花(4-6)	—	—
マタタビ	—	中	陽	落	果(10-11)	—	—
ミツバアケビ	—	中	陽	落	果(10-11)	—	—
ヤマブドウ	—	中	陽	落	果(8-10)	—	—

〈許認可申請ルート〉

- 1 環境庁長官権限 (所長専決は環境庁山陽四国地区国立公園・野生生物事務所まで)
 ○申請部数：本庁決裁：6部、所長専決：5部



- 2 知事権限
 ○申請部数：3部



(1) 管理計画検討会名簿

学識経験者	愛媛大学 教授 鹿島 愛彦 (地質学)・・・座長
	松山東雲女子大学 教授 石川 和男 (動物学)
	松山東雲短期大学 助教授 松井 宏光 (植物学)
行政機関	愛媛県環境局長
	愛媛県宇和島地方局長
	宇和島営林署長
	宿毛営林署長
	宇和島市長
	宇和町長
	吉田町長
	広見町長
	松野町長
	津島町長
	内海村長
	御荘町長
	城辺町長
	一本松町長
	西海町長
事務局	環境庁 山陽四国地区国立公園・野生生物事務所
	環境庁 足摺宇和海国立公園管理官事務所

(2) 作成経緯及び検討経緯

年月日	内容
平成8年 1月 9日	検討会（管理計画の説明、国立公園制度の説明）
平成8年 2月28日 ～ 3月 1日	1 現地調査（2/28～3/1） 学識経験者、愛媛県（自然保護課）、愛媛県宇和島地方局 （県民生活課） 2 検討会（2/29） 管理課題の整理、現行管理計画の課題・改訂方針の提示
平成8年11月29日	検討会（管理計画書（案）の提出）
平成9年 2月18日	中央連絡会議
平成9年 3月12日	検討会（管理計画書（案）の取りまとめ）